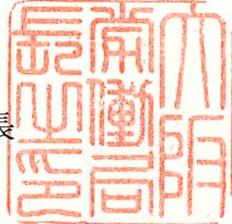


大労発基 0522 第 6 号

令和元年 5 月 22 日

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会会長 殿

大阪労働局長



平成 30 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

職場における熱中症予防対策については、平成 31 年 3 月 19 日付け大労発基 0319 第 2 号「平成 31 年「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところですが、今般、厚生労働省において別添 1 「平成 30 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめるとともに、別添 2 により、「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱を形式的に改正されました。

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

平成 30 年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

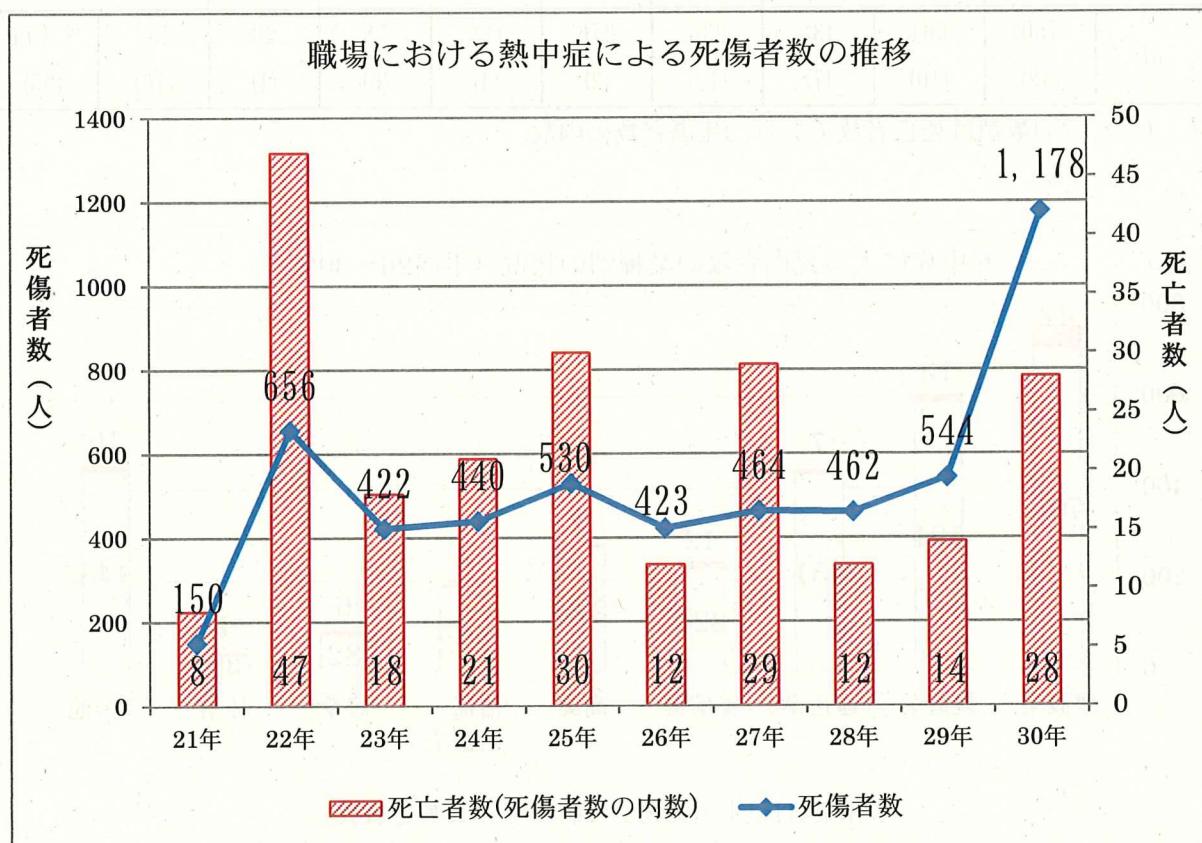
1 職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 21～30 年）

過去 10 年間（平成 21～30 年）の職場での熱中症による死者者及び休業 4 日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成 22 年に 656 人と最多であり、その後も 400～500 人台で推移していたが、平成 30 年の死傷者数は 1,178 名、死者者数は 28 名となっており、平成 29 年と比較して、死傷者数、死者者数いずれも 2 倍以上に増加している。

職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 21～30 年）（人）

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
150 (8)	656 (47)	422 (18)	440 (21)	530 (30)	423 (12)	464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)

※ () 内の数値は死者者数であり、死傷者数の内数。



3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況（平成26～30年）

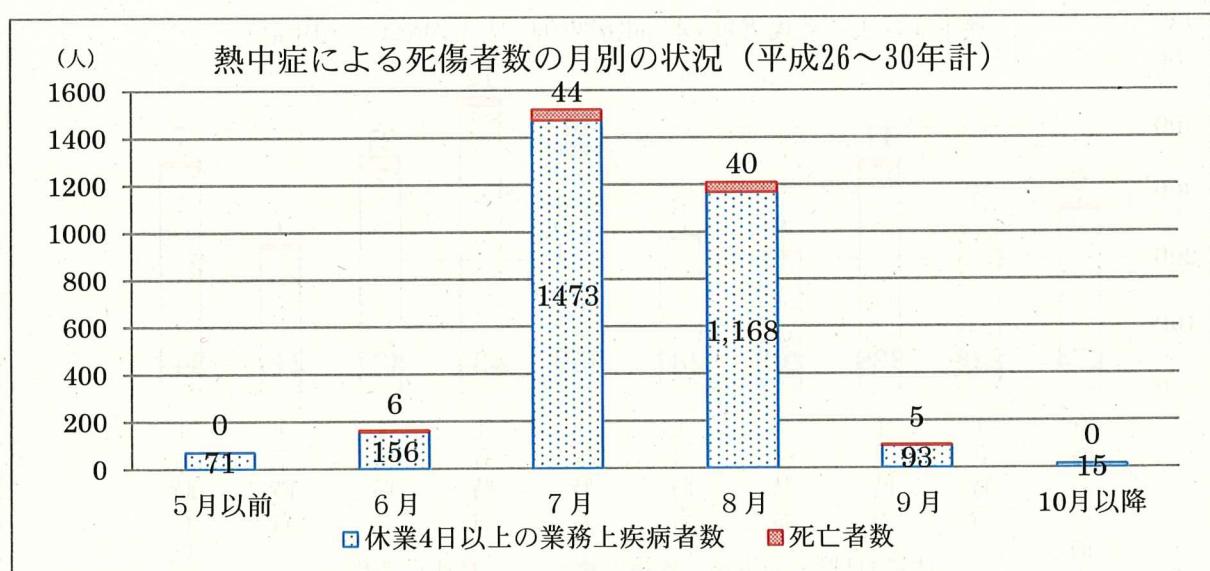
過去5年間（平成26～30年）の月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約9割が7月及び8月に発生している。

熱中症による死傷者数の月別の状況（平成26～30年） (人)

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
平成26年	6 (0)	32 (0)	182 (6)	191 (5)	8 (1)	4 (0)	423 (12)
平成27年	15 (0)	19 (2)	212 (10)	210 (16)	7 (1)	1 (0)	464 (29)
平成28年	12 (0)	26 (2)	162 (2)	219 (6)	39 (2)	4 (0)	462 (12)
平成29年	19 (0)	25 (0)	264 (9)	222 (5)	13 (0)	1 (0)	544 (14)
平成30年	19 (0)	60 (2)	697 (17)	366 (8)	31 (1)	5 (0)	1,178 (28)
計	71 (0)	162 (6)	1,517 (44)	1,208 (40)	98 (5)	15 (0)	3,071 (95)

※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



4 平成 30 年の熱中症による死亡災害の詳細

平成 30 年に熱中症によって死亡した全 28 人について、その発生状況は以下のとおりである。

【全体の概要】

- (1) 28 人のうち、25 人については、作業場での WBGT 値を把握する方策を取っていなかった。
- (2) 28 人のうち、14 人については、被災者に対する熱順化が適切に行われていなかった。
- (3) 28 人のうち、14 人については、事業者が水分や塩分の準備をしていなかった。
- (4) 28 人のうち、9 人については、労働安全衛生法第 66 条に基づく健康診断を適切に行っていなかった。

【各事案の詳細】

番号	月	業種	年代	事案の概要
1	6	木造家屋建築工事業	40 歳代	<p>戸建て住宅新築工事において、基礎土台組、床板貼作業に従事していたが、気分が悪くなり動けなくなり、病院へ搬送されたが、治療中に死亡した。</p> <p>・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 25.7°C^(注)。</p>
2	6	木造家屋建築工事業	20 歳代	<p>プレカット材をトラックから建設現場内の作業員へ手渡しにより搬入する作業に従事していたが、昼の休憩中に具合が悪くなり、翌日死亡した。</p> <p>・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 30.1°C^(注)。</p>

8	7	陸上貨物取扱業	50 歳 代	<p>竹箒を使った倉庫内の清掃作業に従事していたが、ふらつきが認められたため、速やかにスポットクーラー前に寝かせ冷却剤や経口補水液等の処置が行われた。会話や自力での歩行が可能だったことから病院へは行かず夕刻に帰宅したが、翌日朝に自宅で死亡しているところを発見された。</p> <p>・管轄監督署調査時に測定した作業現場のWBGT値は29.4℃。</p>
9	7	新聞販売業	50 歳 代	<p>新聞配達業務に従事していたが、熱中症となり、救急搬送された。意識不明の状態が続き、約25日後に死亡した。</p> <p>・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.8℃^(注)。</p>
10	7	警備業	40 歳 代	<p>午前9時より鉄道の線路上における電気設備工事の現場で列車見張り警備の業務に従事していた。昼の休憩中、作業員集合場所の道路上で寝ている被災者を不審に思った同僚が声をかけたところ、体調不良を訴えた。応急手当を行ったが回復せず、救急搬送されたが、その後死亡した。</p> <p>・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は32.7℃^(注)。</p>
11	7	ん業 その他の広告・あつせ	80 歳 代	<p>午後1時より事業場内の庭の草刈り作業に従事していたが、倒れているところを発見された。救急車を要請したが、現場で死亡が確認された。</p> <p>・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.4℃^(注)。</p>
12	7	その他の建築工事業	40 歳 代	<p>午前中は民家改修工事現場で足場設置前の既設ベランダ取り外し作業等を補助していた。午後、事業場で足場用資材をトラックに積み込んだ後、午後2時より上記現場で足場用資材の荷揚げ作業に従事していたが、午後3時40分頃に足場上で動けなくなった。救急搬送されたが、死亡した。</p> <p>・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.7℃^(注)。</p>

19	7	一般貨物自動車運送業	40歳代	朝、夜勤業務終了後に事業場の敷地内で寝ていたところを目撃されていたが、その後は姿が確認されておらず、午後4時頃に同敷地内に停車していたタンクローリー（粉末状のセメントの運搬車）の内部で倒れているところを発見された。病院へ搬送されたが、死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は32.2℃ ^(注) 。
20	8	その他の事業	70歳代	朝より変電設備（キュービクル）の点検作業に従事していたが、午後から交代する予定になっていた同僚が事前に電話をしたところ応答がなく、作業場内を捜索したところキュービクルの前で意識を失って倒れているところを発見された。現場は頭上からの日射に加えて工場用コンプレッサーからの排熱が滞留し、極めて暑い場所となっていた。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.6℃ ^(注) 。
21	8	官公署	50歳代	午前中1人で刈払機を使用して用水路の周りの野山の草刈り作業に従事していたが、夜に自宅に戻っていないとの連絡を受け捜索を行ったが見つからなかった。翌日、草むらに倒れているところを発見されたが、既に死亡していた。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は24.4℃ ^(注) 。
22	8	その他の小売業	20歳代	商業施設主催のイベント会場において、露店での飲食物の販売に伴う接客業務に従事していたが、片付け作業を行っていた際に意識を失い、救急搬送されたが、死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は27.0℃ ^(注) 。
23	8	品製造業 その他の金属製	50歳代	終業時間前に事業場内更衣室前の廊下の壁にもたれかかり意識がもうろうとした状態で発見された。直後に意識を失った。救急搬送されたが、死亡した。
				・管轄監督署調査時に測定した作業現場のWBGT値は30.0℃。
24	8	一般貨物自動車運送業	60歳代	午後1時頃より工場内で荷崩れを起こした袋の復旧作業に従事していた。約15分間の作業後、約15分間の休憩を取り作業を再開したが、午後1時45分頃に暑いと同僚に申告して再び現場を離れた。午後2時頃、休憩を取るため冷房されていた休憩所を訪れた同僚に、意識不明で倒れているところを発見された。
				・管轄監督署調査時に測定した作業現場のWBGT値は29.5℃。

5 都道府県別の職場における熱中症による死者者数（平成 21～30 年）

	都道府県	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	合計
1	北海道		1		1			1	1		1	5
2	青森							1		1		2
3	岩手		2		1			1	1			5
4	宮城		1		2			1			1	5
5	秋田				1	1						2
6	山形		1									1
7	福島						1	3	1			5
8	茨城		3			3	1			1		8
9	栃木		1				1	3				5
10	群馬		2				1					3
11	埼玉		4	2	1	1		1			1	10
12	千葉		2	1		2	1	2				8
13	東京	1	2				1				4	8
14	神奈川		3	2		3	1				4	13
15	新潟		1									1
16	富山				2	1						3
17	石川				1				1			2
18	福井		1									1
19	山梨		1									1
20	長野					1		1			1	3
21	岐阜					1	1				1	3
22	静岡	1	5	3	2	1					2	14
23	愛知		3	1	1	3		4	1	1	3	17
24	三重		1	2	2	3		1			1	10
25	滋賀	1		1			1		1			4
26	京都	1	1			1	1					4
27	大阪	1	1	1	1		2	2	2	1	3	14
28	兵庫					2		1		1	3	7
29	奈良		2							1		3
30	和歌山									2		2
31	鳥取		1									1
32	島根		1									1
33	岡山	2	3									5
34	広島		1					1		2		4
35	山口			1								1
36	徳島											0
37	香川				1			2		1		4
38	愛媛					2		1	1		1	5
39	高知					1						1
40	福岡			2	1			1	2			6
41	佐賀											0
42	長崎					2		1			1	4
43	熊本		1		1							2
44	大分			1		2					1	4
45	宮崎			1					1			2
46	鹿児島		1		1		1	1		1		5
47	沖縄	1	1		1					2		5
	合計	8	47	18	21	30	12	29	12	14	28	219

令和元年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

平成31年2月26日制定
令和元年5月17日改正

1 趣旨

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年より「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところである。

平成30年の職場における熱中症の発生状況を見ると、死傷者数は1,178人、死亡者数は28人となっており、前年と比較して、死傷者数、死亡者数ともに2倍を上回る結果となった。また、死亡災害の発生状況を見ると、建設業などの屋外作業を中心に発生していたが、製造業などの屋内作業においても多数発生しており、これらの中には、WBGT値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られる。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要である。

令和元年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐために、事業場におけるWBGT値の把握や緊急時の連絡体制の整備等を特に重点的に実施し、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

令和元年5月1日から9月30日までとする。

なお、平成31年4月を準備期間とし、令和元年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

(2) キャンペーン期間中

- ・ 「10 (2) ア WBGT 値（暑さ指数）の把握、イ WBGT 値（暑さ指数）の評価、ウ 作業環境管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (2) エ 作業管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (2) オ 健康管理」に掲げる事項

(3) 重点取組期間中

- ・ 「10 (3) ア 作業環境管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (3) イ 作業管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (3) オ 異常時の措置」に掲げる事項

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備

WBGT 値（暑さ指数）測定器については、JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したものを準備しておく。ただし、輻射熱等の影響等により、作業場所によって WBGT 値（暑さ指数）が大きく異なることがあるので、その場合には、容易に持運びできるものを準備しておく。また、既に準備している測定器については、その機能を点検する。

なお、黒球が付いていない測定器は、日本工業規格に適合しておらず、こうした測定器では、特に屋外や輻射熱がある作業場所においては、WBGT 値（暑さ指数）が実際よりも低く表示されることがあるので、これらの場所において作業を行う場合には、必ず黒球が付いているものを準備する。

イ 作業計画の策定等

夏期の暑熱環境下での作業は極力避けるとともに、やむを得ず行う夏期の暑熱環境下での作業においては、作業を中止すること（WBGT 値の基準値については表 1 を参考）、休憩時間を一定時間ごとに十分に確保すること、熱への順化期間を設けること等をあらかじめ見積もった作業計画を事前に検討し、策定する。

また、作業計画の策定に当たって、熱中症の症状を呈して倒れた場合等を想定したリスクアセスメントに基づく措置も考慮すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 値（暑さ指数）が基準値（表 1）を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

(https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf)

イ WBGT 値（暑さ指数）の評価

WBGT 値（暑さ指数）が別紙表 1 の基準値を超えるおそれのある場合には、WBGT 値（暑さ指数）の低減をはじめとした以下ウ～オの対策を徹底する。

ウ 作業環境管理

（ア） WBGT 値（暑さ指数）の低減等

10 (1) ウで検討した WBGT 値（暑さ指数）の低減対策を行う。

（イ） 休憩場所の整備等

10 (1) エで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぶり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう飲料水、スポーツドリンク等の備付け等を行う。

エ 作業管理

（ア） 作業時間の短縮等

10 (1) イで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、10 (1) イを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

（イ） 热への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱への順化ができていない場合には、特に 10 (2) エ (ア) に留意のうえ、作業を行う。

（ウ） 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行うとともに、水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡回における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分

(ア) 10 (2) ウ (ア) の WBGT 値（暑さ指数）の低減対策の実施状況を確認すること。

(イ) あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。

(ウ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。

(エ) WBGT 値（暑さ指数）の測定結果を確認し、その結果に応じ、作業を中止又は中断させること。

(オ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) ウ (ア) の WBGT 値（暑さ指数）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値（暑さ指数）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT 値（暑さ指数）に応じた作業の中止等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

注 3 (参考) 休憩時間の目安※：熱順化した作業者において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

表4 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・W B G T 値の意味 ・現場での熱中症予防活動（熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例